限定承認公告

本籍千葉県成田市山口一一七九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川島傳次郎

右被相続人は平成二十七年十月十日死亡し、その相続人は平成二十八年八月十日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十九日

千葉県千葉市稲毛区轟町三丁目六番九号
ユービセーヌ西千葉七〇八号
相続財産管理人　小澤登代美

限定承認公告

本籍東京都大田区東糀谷一丁目三番地、最後の住所東京都大田区東糀谷二丁目二番一七号めぐみハイツ一〇五号　被相続人　亡　勝見　良明

右被相続人は平成二十八年七月一日死亡し、その相続人は平成二十八年八月十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十九日

東京都港区西新橋一丁目六番一三号虎ノ門
吉荒ビル三階野邊寛太郎法律事務所
相続財産管理人松原妙子代理人
弁護士　村岡みち代

限定承認公告

本籍大分県津久見市大字徳浦二三六一番地、最後の住所大阪府門真市江端町一四番一二号　被相続人　亡　藥師寺髙行

右被相続人は平成二十八年五月十八日死亡し、その相続人は平成二十八年八月十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十九日

大阪府柏原市法善寺三丁目四九五―一グリーンヴィラ一―一〇六
限定承認者　藥師寺由佳

限定承認公告

本籍鳥取県米子市寺町一一番地、最後の住所鳥取県米子市寺町一二番地　被相続人　亡　小谷　公人

右被相続人は平成二十八年二月十五日死亡し、その相続人は平成二十八年六月三日鳥取家庭裁判所米子支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十九日

群馬県前橋市問屋町二―一五―一〇　トレヴィⅠ　三〇二
相続財産管理人　小谷　英生

株式交換公告

左記会社は株式交換して甲を完全子会社とし、乙を完全親会社とすることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十八年十月一日です。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙)金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十八年八月十九日

茨城県水戸市南町二丁目五番五号
(甲)株式会社常陽銀行
取締役頭取　寺門　一義

栃木県宇都宮市桜四丁目一番二五号
(乙)株式会社足利ホールディングス
代表執行役社長　松下　正直

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十八年九月二十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十八年八月十九日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
JAG国際エナジー株式会社
代表取締役　増田　雄輔

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一〇四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.esuefu.com/hamarikyihn

平成二十八年八月十九日

東京都千代田区九段南四丁目六番一号九段シルバーパレス二〇二号室
汐留浜離宮特定目的会社
取締役　飯村　忠昭

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十四億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十八年七月八日付官報の号外第一五二号第六十九頁に掲載されています。

平成二十八年八月十九日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内
Ｍｏｍｏ特定目的会社
取締役　目黒　正行

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十八年八月十二日付官報の号外第一七八号五十九頁に掲載されています。

平成二十八年八月十九日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
アゼリア特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十八年四月十四日付官報の号外第八十七号五十八頁に掲載されています。

平成二十八年八月十九日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター
総社ロジスティック特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十八年四月十四日付官報の号外第八十七号五十七頁に掲載されています。

平成二十八年八月十九日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター　ライトイヤー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十八年六月二十三日（号外第一三九号）掲載の住鉱国富電子株式会社に係る第七期決算公告（枠組）中、流動資産「3,666」とあるは「4,831」、資産合計「13,197」とあるは「14,361」、流動負債「10,985」とあるは「12,149」（賞与引当金）「111」とあるは「145」、負債合計「11,054」とあるは「12,218」、負債・純資産合計「13,197」とあるは「14,361」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十八年八月十九日

北海道岩内郡共和町国富三五一番地の一
住鉱国富電子株式会社
代表取締役　伊関　聡

取消公告

平成二十八年七月二十九日掲載の資本金の額の減少公告は取消します。

平成二十八年八月十九日

東京都港区港南二丁目一六番四号
株式会社サンミナ―ＳＣＩシステムズ・ジャパン
代表取締役社長　若下　秀雄

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十九日付第一八三号八月二十五日付参会第三〇号

○ページ●同日付政府調達第一五六号三二ページ●五（その一）三二ページ●同（その二）八〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）